

新潟市公告第 20 号

新潟市農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 5 6 号）附則第 5 条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき農用地利用集積計画を定め、公告する。

なお、同計画は次の場所に備え置いて閲覧に供する。

令和 7 年 1 月 1 7 日

新潟市長 中 原 八 一

1 新潟市農用地利用集積計画を備え置く場所

新潟市役所

農林水産部	農林政策課	(新潟市中央区古町通 7 番町 1 0 1 0 番地)
北区役所	産業振興課	(新潟市北区東栄町 1 丁目 1 番 1 4 号)
江南区役所	産業振興課	(新潟市江南区泉町 3 丁目 4 番 5 号)
秋葉区役所	産業振興課	(新潟市秋葉区程島 2 0 0 9 番地)
南区役所	産業振興課	(新潟市南区白根 1 2 3 5 番地)
西区役所	農政商工課	(新潟市西区寺尾東 3 丁目 1 4 番 4 1 号)
西蒲区役所	産業観光課	(新潟市西蒲区巻甲 2 6 9 0 番地 1)